十一　発行価格
イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき百円十五銭以上のそれぞれの応募価格
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき百円十五銭五厘
十二　償還期限　平成三十年十二月二十日
ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十三　償還金額　額面金額百円につき百円
十四　元金支払場所　日本銀行
十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
十六　払込期日　平成二十九年十二月二十日

○財務省告示第七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平成二十九年十二月二十日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　平成三十年一月十日　国庫短期証券（第七百二十八回）
二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法　日本銀行による借換えのための引受け
五　発行額　額面金額で千百三十四億二千万円
六　最低額面金額　五万円
七　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
八　発行日　平成二十九年十二月二十日
九　発行価格　額面金額百円につき百円十五銭五厘
十　償還期限　平成三十年十二月二十日
ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十一　償還金額　額面金額百円につき百円
十二　元金支払場所　日本銀行
十三　払込期日　平成二十九年十二月二十日

○財務省告示第八号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十九年十二月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成三十年一月十日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　国庫短期証券（第七百二十九回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法
イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
六　発行額
イ　価格競争入札発行　額面金額で三兆五千四百五十二億七千万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で八千百四十七億円
七　払込金額
イ　価格競争入札発行　三兆五千四百七十一億千八百八十一万四千四百五十円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　八千百五十一億二千四百四十五万八千七百円
八　最低額面金額　五万円
九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日　平成二十九年十二月二十五日
十一　発行価格
イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき百円四銭八厘五毛以上のそれぞれの応募価格
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき百円五銭二厘一毛
十二　償還期限　平成三十年四月五日
ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十三　償還金額　額面金額百円につき百円
十四　元金支払場所　日本銀行
十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
十六　払込期日　平成二十九年十二月二十五日

○農林水産省告示第七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年一月十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　愛媛県喜多郡内子町大瀬北一八一一、三〇〇七、三〇五五、三〇五八から三〇六二まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
大瀬北三〇〇七・三〇六〇から三〇六二まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。）